

令和2年5月18日
(令和3年6月1日改定)

保護者の皆様へ

小田原市子ども青少年部保育課

保育所等における新型コロナウイルスへの対応について

新型コロナウイルス感染症まん延防止のための緊急事態宣言により、国から外出自粛等が要請され、ご不便な生活を送られていることとお察し申し上げます。

保護者の皆様におかれましては、これまでも登園自粛等にご協力いただいているところですが、関係者（児童、職員等）が新型コロナウイルスに感染しているおそれのある場合や、感染していることが判明した場合、次のとおりの対応としますので、ご協力をお願いします。

1 保育所等への連絡について

児童、又は同居者が新型コロナウイルスの検査を受けることになった場合は、保育所の安全な運営に支障が出る場合がありますので、早めに保育所等にご連絡いただくとともに、結果が出るまでは登園を自粛してください。また、検査結果についてもご連絡ください。

なお、お勤め先等で感染者が発生した場合、保育所等から状況を確認させていただくことがありますので、その際にはご協力をお願いします。

2 新型コロナウイルスの検査結果に対する対応

陽性と判定された場合

検査の結果、関係者が陽性と判定された場合は、一定期間、臨時休園とします。

また、濃厚接触者等に係る県保健福祉事務所の調査にご協力いただくとともに、調査結果を保育所等にご連絡ください。

なお、濃厚接触者と判断された場合は、検査の結果、陰性の判定が出るか、感染のおそれなくなるまでの間、登園を自粛してください。

陰性と判定された場合

検査の結果、陰性と判定された場合は、保育を再開します。

3 その他（新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安）

次のいずれかに該当する場合には、新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル（TEL0570-056774（左記につながらない場合：TEL045-285-0536）24時間受付）などの相談機関や医療機関に相談するとともに、登園を自粛してください。

- ・息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・基礎疾患がある方等で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（担当 保育係 TEL0465-33-1866）